

山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会会長(以下「会長」という。)

の指示を受け、山口県央部 1 市 4 町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第 3 条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第 4 条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を総理し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第 6 条 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 1 3 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 8 月 2 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	
山 口 市	総 務 部 長	総 合 政 策 部 長
小 郡 町	総 務 部 長	ま ち づ くり 推 進 課 長
秋 穂 町	総 務 課 長	企 画 課 長
阿 知 須 町	総 務 課 長	企 画 課 長
徳 地 町	総 務 課 長	企 画 財 政 課 長